

令和8年4月3日

会員 各位

(一社) 京都府トラック協会  
会長 平島 竜二

## 「燃料サーチャージ制の導入推進について」(お願い)

平素は、協会運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様もご承知の通り中東情勢の緊迫化は、日本のエネルギー供給、物価、また、医療体制にまで深刻な影響を及ぼしており、燃料価格の高騰が会員各位の収益を強く圧迫しております。

社会インフラを担うトラック運送事業者は、国民生活や経済活動の基盤であり、安定的に事業を継続するためには、これまで価格転嫁が進んでいない「燃料サーチャージ制」の導入が必要不可欠です。

令和6年3月に、国土交通省が告示した「標準的運賃」では、「燃料サーチャージ」が規定され、軽油価格は120円/ℓで算出されており、それを超えた場合は、運賃とは別に収受するよう定めております。現在は、将来的に公示される「適正原価」の準備期間といっても過言ではありません。燃料価格の変動分も含め、荷主・元請事業者（事業者間含む）等に対する構造的な価格転嫁の実現を求めているかなければなりません。

当協会としては、今後、円滑に「適正原価」が導入・運用されるためにも、現下の燃料価格の高騰や燃料供給の制限によるトラック運送事業者の窮状について、発注者である荷主や元請事業者（事業者間含む）等にご理解いただくように働きかけを継続いたします。

会員各位におかれましても、適正運賃・料金の収受に向けて、「燃料サーチャージ」の届出を行っていただき、荷主や元請事業者（事業者間含む）等への運賃交渉をお願いいたします。交渉には、根拠となる運賃料金の届出が欠かせません。当協会の業務部では、「燃料サーチャージ」の届出についてご相談を承っておりますので、是非、お問い合わせ下さい。

### 【国土交通省トラック・物流Gメンについて】

トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、取適法に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく、国土交通省トラック・物流Gメンによる働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

当協会でも、Gメン調査員を選任しております。協議に応じない一方的な代金決定につきましては、取適法違反のおそれがありますので、是非Gメン制度をご活用いただきますようお願いいたします。

<「燃料サーチャージの届出」お問い合わせ>

(一社) 京都府トラック協会 業務部

<「Gメン調査事案」お問い合わせ>

(一社) 京都府トラック協会 適正化事業部

電 話：075-671-3175